

千葉県立保健医療大学健康科学部リハビリテーション学科専攻長選考規程

平成21年4月1日

規程 第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第11条第10項の規定により、千葉県立保健医療大学健康科学部リハビリテーション学科の各専攻長（以下「専攻長」という。）の選考、任命及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考及び任命の機関)

第2条 専攻長の選考及び任命は、健康科学部教授会の意見を聴き、学長が行う。

(選考の時期)

第3条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、専攻長の選考を行う。

- (1) 専攻長の任期が満了するとき。
- (2) 専攻長が辞任を申し出たとき。
- (3) 専攻長が欠員となったとき。

2 専攻長の選考は、原則として、前項第1号の場合は任期満了の30日前までに、同項第2号又は第3号の場合には速やかに行うものとする。

(選考の基準)

第4条 専攻長は、当該専攻の教授をもって充て、人格が高潔で、学識が優れた者でなければならぬ。

(任期)

第5条 専攻長の任期は、2年とし、引き続き4年を超えて在任することはできない。ただし、特別の事情により学長が特に必要と認めた場合で、教授会の議を経たときは、4年を超えて在任することができるものとする。

2 第3条第1項第2号又は第3号の事由により選出された者の任期は、前項にかかわらず前任者の残任期間とする。

(規程の実施及び解釈)

第6条 この規程の実施及び解釈について疑義が生じたときは、評議会の議を経て学長が定める。

2 専攻長の選考に関してこの規程に定めのない事項については、健康科学部教授会の議に基づき、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に専攻長の職にある者は、この規程により選考されたものとみなす。

(施行期日)

3 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。